

2025 年 9 月 5 日

村長発「貴法人に対する村の見解及び今後の対応」文書について

一般社団法人くまむら山村活性化協会
顧問 鈴木 康夫

村長発「貴法人に対する村の見解及び今後の対応」文書について

球総第 982 号文書につきまして、文面に違和感を感じる不自然な点が多々あり、誤解を招く恐れがございますので取り急ぎ、以下の 4 点について指摘させていただきます。

1. 法人は委託契約の打ち切りによって、解散に追い込まれた

文面に村は「継続して運営していただきたく、協議を申し入れておりましたが、協議に至ることなく貴法人は解散を選択されました」とあります。

これに関する村からの通知文書や法人からの回答は、法人ホームページ中の資料③に載せています。法人からの回答では、「委託契約の解除は法人の解散・清算につながるし、委託契約の解除は受け入れられないとし、通知の撤回」を求めました。同時に、「契約解除を強行される意向ならば、清算に向けたロードマップを村の責任において作成しご提示いただきたい」とし、「清算作業においてどのような課題に取り組みねばならないか事前に把握された上で、村としてどのように責任を果たされるのかを示していただきたい」と回答しておりました。

委託契約の事業遂行の手数料収入によって法人の運営が成立する仕組みをつくったのは村です。法人運営の財源である手数料収入がなくなれば継続して運営できるはずがありません。ですから協議に応じられるはずがないとし、契約解除後に法人が解散もしくは倒産に至るさまざまな問題が起こるので、どう対応するのか協議してほしいという文書を村に提出していたのです。本年 3 月議会でも高澤議員がこの点を質問し、考え直せと忠告していましたが、村長は打ち切りを断行したのです。このため、従業員への解雇通告は 3 月下旬になり、4 月分の給料と退職加算金の支払いによって法人は多額の負債を抱えることになったのです。

2. 解散という選択肢しかなかった

「協議にいたることなく貴法人は解散を選択されました」と文面ありますが、正確には「財源が絶たれ解散の道をたどるしかなかった」が事実です。前述のように、委託契約の打ち切

りは法人の解散や倒産に直結する第2の理由として、村は法人設立時に、法務局に「収益事業をしない」(定款に掲げてある事業は収益を目的としない)とする文書も提出していました。これでは委託契約解除後に法人が自走する道を描けるはずがありません。

松谷村長は意図的に法人を倒産させることも視野に入れていたと思われます。法人の代表理事を3年間していましたから、委託契約の打ち切りが法人の解散もしくは倒産に直結することを知らないはずがありません。

3. 計画倒産の疑念

「貴法人の判断により解散の手続きをとられたものであり、貴法人の解散についての意思決定に村は全く関与しておりませんので、解散に伴う清算金等について、村に責任が伴うものではありません」という記述には悪意を感じます。確かに法的には文面のとおり責任はないかもしれませんが、解散は村からの委託契約の打ち切りによって追い込まれたものであり、それ以外の意思決定の選択肢はなかったのです。まして、打ち切りによる法人が解散もしくは倒産が、意図的かつ計画的に企てられたとなるとこれは大問題です。

村が就任をお願いした理事の方々に負債を負わせることも事前に予想できたのに、打ち切りを断行したのですから、その意味において村の責任は重大です。

村に責任があるとするならば法的根拠を明確に示せとする文面には、村長の人間性のいびつさが伺えます。これは道義的問題です。迷惑をかけないからと理事をお願いした方々に対しての村の裏切りに行為にほかなりません。村がつくった法人が村が潰し、村が負債を負わないとする村長の行為は社会的責任を放棄していることにほかなりません。

4. 協議なしで、いきなりの最後通告とは

文書の鑑文で村長は、これまで一度も解決のための協議に応じない状態でいきなりの最後通告をされています。不誠実かつ身勝手な通告です。

鑑文下部にある「村としましては、円満な解決を望んでおりますが・・・」から始まる4行は脅しとも受け取られます。円満な解決を望んでいる様子などこれまでちっとも伺えませんでした。円満な解決とは問題点を共有し互いにリスペクトしあいながら協議を重ねベストな解決策をとるに見出すことです。仲介していただいた議会も本件について村長が解決をどう図っていくか文書での提出を求めてきました。ところが今回の文書は解決策ではなく最後通告です。一方的に村には法的責任にないとし、訴えるなら訴えてみるという挑発的な内容にはあきれはててしまいます。

私たちは法人関係者は、村の委託契約の打ち切りに対して法的責任を問うとはしておらず、打ち切りの理由に合理性がみとめられないことと、打ち切り後に法人が確実に解散・倒産にいたるので理事に負債を負わせない対応を求めてきました。問題点を確認・共有するために公開質問状において、今回の打ち切りはとても乱暴な行為であるとし10項目の質問を村長に問いかけました。解決のための協議をスムーズに進めるためです。公開質問状に正式に回答することもなく解決のための協議に一度も応じないまま幕引きを図ろうとする姿勢も不誠実そのものです。

村が制度設計し定款を作成し法務局に法人の設立申請をしました。解散は清算が完了して初めてたどりつけます。法人に残る理事の皆さんに負債を押し付けることがないように最後まで村には責任をもってかかわっていただきたいのです。清算が完結しなければ倒産(破産)になってしまいます。村がつくった法人を村が意図的に潰すのであれば、ますます計画倒産が疑われます。

以上

【補足】委託契約は法人運営の財源である理由や法人設立の目的等については、法人ホームページの資料⑩別紙2をご参照ください。